

消 防 予 第 4 0 号
消 防 危 第 3 6 号
令 和 2 年 2 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長
(公 印 省 略)

危険物取扱者免状及び消防設備士免状における旧姓記載等の運用について

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号。以下「改正令」という。）が平成 31 年 4 月 17 日に公布され、同年 11 月 5 日から住民票及び個人番号カードに旧姓（改正令第 30 条の 13 にいう「旧氏」を指す。以下同じ。）を記載することが可能となったこと等を踏まえ、下記のとおり、危険物取扱者免状及び消防設備士免状（以下「免状」という。）における旧姓の記載等の運用について取りまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項にご留意いただくとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 旧姓記載等の方法

(1) 旧姓の記載

① 免状の交付、写真に係る書換え又は再交付を伴う場合

免状の交付、写真に係る書換え又は再交付を受けようとする者が、併せて当該免状への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申出を受け、免状表面の氏名欄に旧姓を併記するとともに、裏面備考欄に「氏名欄の括弧内は旧姓」と記載し、交付、書換え又は再交付を行う知事の証印を押すこと。

② 免状の写真以外に係る書換えを伴う場合

免状の写真以外に係る書換えを受けようとする者が、併せて当該免状への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申出を受け、免状裏面の備考欄に書換え事項として「氏名 ○○○○（旧姓：□□）」と記載すること。

(2) 旧姓の削除

免状に旧姓の記載を受けた者が当該免状から旧姓の削除を希望する場合には、免状の写真に係る書換え又は再交付の際に、当該者による申出を受け、免状から旧姓の記載を削除すること。

2 申請書の記載

免状への旧姓の記載を希望する者は、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令 55 号）別記様式 21 若しくは 23 又は消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）別記様式第 1 号の 2 の 4 若しくは第 1 号の 4 に規定する申請書の氏名欄において、旧姓を括弧書きで記載すること。

3 旧姓確認のための書類

旧姓の記載又は変更を希望する者による申出があった場合、戸籍抄本、旧姓が記載された住民票等、公的機関が発行した文書により旧姓の確認を行うこと。

4 手数料

免状の交付、書換え及び再交付に係る手数料は、従前のおりすること。

(問い合わせ先)

消防庁予防課：村田、吉川（消防設備士免状について）

TEL 03-5253-7523 / FAX 03-5253-7533

危険物保安室：勝本、鈴木（危険物取扱者免状について）

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534